



宮 崎 県 公 報

平成29年8月24日(木曜日) 第 2923 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 41,700 円

目 次

告 示	頁
○生活保護法に基づく医療機関の指定…………… (福祉保健課) 1	
○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止の届出 (“) 1	
○生活保護法に基づく指定医療機関の指定の辞退 (“) 1	
○生活保護法に基づく介護機関 (居宅介護事業所) の指定…………… (“) 1	
○生活保護法に基づく指定介護機関 (居宅介護支援事業所) の所在地の変更…………… (“) 2	
○生活保護法に基づく施術者の指定…………… (“) 2	
○指定居宅サービス事業者の指定…………… (長寿介護課) 2	
○指定居宅介護支援事業者の指定…………… (“) 2	

○指定介護予防サービス事業者の指定…………… (長寿介護課) 3	
○指定居宅サービス事業の廃止…………… (“) 3	
○指定居宅介護支援事業の廃止…………… (“) 3	
○指定介護予防サービス事業の廃止…………… (“) 4	
○急傾斜地崩壊危険区域の指定 (3件) …………… (砂防課) 4	
○土砂災害警戒区域の指定…………… (“) 5	
○土砂災害特別警戒区域の指定…………… (“) 5	

公 告

○特定非営利活動法人の設立の認証の申請…………… (蛸・鱸・鮫・鰯) 5	
○特定非営利活動法人の定款の変更認証の申請… (“) 5	
○不服申立ての処理状況…………… (行政経営課) 6	
○鳥獣捕獲等事業の変更の認定…………… (自然環境課) 8	
○大規模小売店舗の新設に関する届出 (2件) … (商工政策課) 8	

告 示

宮崎県告示第 487号

生活保護法 (昭和25年法律第 144号) 第49条 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号) 第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。) の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成29年8月24日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所 在 地	指定年月日
北方歯科医院	延岡市北方町川水流卯1236番地	平成29年8月1日
訪問看護ステーション花はたる	児湯郡川南町大字川南20208番地1	平成29年7月18日
みかど薬局	東臼杵郡美郷町南郷神門字長堀1082番地1号	平成29年7月1日

宮崎県告示第 488号

生活保護法 (昭和25年法律第 144号) 第50条の2 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号) 第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。) の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成29年8月24日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所 在 地	廃止年月日
五ヶ瀬歯科診療所	西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所2109番地5	平成29年7月31日
グリーン薬局	日向市曾根町2丁目152-2	平成29年6月30日

宮崎県告示第 489号

生活保護法 (昭和25年法律第 144号) 第51条第1項 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号) 第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。) の規定により、指定医療機関は、その指定を辞退した。

平成29年8月24日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所 在 地 (住所)	辞退年月日
高鍋春光会医院	児湯郡高鍋町大字高鍋町 830	平成29年6月30日

宮崎県告示第 490号

生活保護法 (昭和25年法律第 144号) 第54条の2第1項 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号) 第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。) の規定により、介護扶助及び介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成29年8月24日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所 の所在地	名 称	所在地	
株式会社フ ァンメディ カル	都城市祝吉 町3丁目12 -15	ファン薬局 都城病院前	都城市祝吉 町3丁目12 -15	平成29年 8月1日

宮崎県告示第 491号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関（居宅介護支援事業所）から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成29年8月24日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 届出をした指定介護機関（居宅介護支援事業所）

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所	
名 称	主たる事務所の所 在 地	名 称	所 在 地
株式会社 碧のてら す	都城市南横市町43 96-7	オニキス ・ソーシ ャルプラ ンニング	都城市太郎坊町21 10-2-102

2 届出事項

居宅介護支援事業所の所在地		変 更 年月日
変 更 前	変 更 後	
都城市都北町5886番地3 号棟	都城市太郎坊町2110-2 -102	平成29年 7月18日

宮崎県告示第 492号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる者を次のとおり指定した。

平成29年8月24日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
福堂 隼人 (福堂整骨院)	都城市平江町42-14	平成29年8月2日

宮崎県告示第 493号

介護保険法（平成9年法律第 123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者の指定をした。

平成29年8月24日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

介 護 保 険 事 業 所 番 号	指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 者		指 定 年月日	サ ー ビ ス の 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所 の所在地		
4572001735	デイサービスしゃ ちんぼの濱	宮崎県児湯郡高鍋 町蚊口浦6195番地 6	株式会社テクノミ ックス	宮崎県宮崎市塩路 2783番地84	平成29年7月1日	通所介護
4572001743	訪問介護ステーシ ョンしゃちんぼの 濱	宮崎県児湯郡高鍋 町蚊口浦6036番地	株式会社テクノミ ックス	宮崎県宮崎市塩路 2783番地84	平成29年7月1日	訪問介護

宮崎県告示第 494号

介護保険法（平成9年法律第 123号）第46条第1項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者の指定をした。

平成29年8月24日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

介 護 保 険 事 業 所 番 号	指 定 居 宅 介 護 支 援 事 業 所		指 定 居 宅 介 護 支 援 事 業 者		指 定 年月日	サ ー ビ ス の 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所 の所在地		
4570204083	居宅介護支援事業 所 きらり	宮崎県都城市下長 飯町1568番地	株式会社曾於サポ ートセンター	鹿児島県曾於市財 部町北俣2番地1	平成29年7月1日	居宅介護支援
4572001701	しゃちんぼの濱	宮崎県児湯郡高鍋	株式会社テクノミ	宮崎県宮崎市塩路	平成29年7月1日	居宅介護支援

	居宅介護支援事業所	町蚊口浦6195番地6	ックス	2783番地84		
4572001719	ケアプランセンター 和	宮崎県児湯郡都農町川北3538番地3	合同会社 光	宮崎県児湯郡都農町川北3538番地3	平成29年7月11日	居宅介護支援
4570401366	居宅介護支援事業所 茶の実	宮崎県日南市南郷町潟上4408番地	株式会社茶の実	宮崎県日南市南郷町潟上4408番地	平成29年7月26日	居宅介護支援

宮崎県告示第 495号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者の指定をした。

平成29年8月24日

宮崎県知事 河野俊嗣

介護保険事業所番号	指定介護予防サービス事業所		指定介護予防サービス事業者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4570500130	デイサービスセンター 笑和	宮崎県小林市真方528番地3	合同会社なか吉	宮崎県えびの市小田1109番地12	平成29年7月1日	介護予防通所介護
4572001727	デイサービス かめ家	宮崎県児湯郡高鍋町蚊口浦6036番地	株式会社テクノミックス	宮崎県宮崎市塩路2783番地84	平成29年7月1日	介護予防通所介護
4572001735	デイサービスしゃちんぼの濱	宮崎県児湯郡高鍋町蚊口浦6195番地6	株式会社テクノミックス	宮崎県宮崎市塩路2783番地84	平成29年7月1日	介護予防通所介護
4572001743	訪問介護ステーションしゃちんぼの濱	宮崎県児湯郡高鍋町蚊口浦6036番地	株式会社テクノミックス	宮崎県宮崎市塩路2783番地84	平成29年7月1日	介護予防訪問介護

宮崎県告示第 496号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成29年8月24日

宮崎県知事 河野俊嗣

介護保険事業所番号	指定居宅サービス事業所		指定居宅サービス事業者		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4561990039	訪問看護ステーション希望	宮崎県東諸県郡国富町本庄4313-1	社会福祉法人三名福祉会	宮崎県東諸県郡国富町三名1267	平成29年7月31日	訪問看護

宮崎県告示第 497号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により、指定居宅介護支援事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成29年8月24日

宮崎県知事 河野俊嗣

介護保険事業所番号	指定居宅介護支援事業		指定居宅介護支援者		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4570203770	居宅介護支援事業所 おきみず	宮崎県都城市都北町5779番地1	合同会社H&K福祉サービス	宮崎県都城市都北町5779番地1	平成29年7月31日	居宅介護支援
4572001255	おとんおかんの家	宮崎県児湯郡高鍋	株式会社豊和会	宮崎県児湯郡高鍋	平成29年7月31日	居宅介護支援

居宅介護支援事業所	町北高鍋1089番地	町北高鍋1089番地	
-----------	------------	------------	--

宮崎県告示第 498号

介護保険法（平成9年法律第 123号）第 115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成29年8月24日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

介護保険事業所番号	指定介護予防サービス事業所		指定介護予防サービス事業者		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4561990039	訪問看護ステーション希望	宮崎県東諸県郡国富町本庄4313-1	社会福祉法人三名福祉会	宮崎県東諸県郡国富町三名1267	平成29年7月31日	介護予防訪問看護

宮崎県告示第 499号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

平成29年8月24日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 枝地区

(1) 区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱13号までを順次結んだ線、標柱13号と標柱14号を町道長峰・海田線官民地境界に沿って結んだ線、標柱14号と標柱15号を結んだ線及び標柱1号と標柱15号を結んだ線により囲まれた土地の区域

(2) 標柱の表示

標柱番号	標柱の存する土地
1	東臼杵郡門川町大字加草字枝2624-3
2	” ” ” ” 2622-2
3	” ” ” ” 2622-3
4	” ” ” ” 字倉谷2682-1
5	” ” ” ” 2730-1
6	” ” ” ” 2730
7	” ” ” ” 字枝2618-7
8	” ” ” ” 2616-1
9	” ” ” ” 2615-1
10	” ” ” ” 2615-1
11	” ” ” ” 2614-1
12	” ” ” ” 2614-5
13	” ” ” ” 2613-2
14	” ” ” ” 2628
15	” ” ” ” 2626

宮崎県告示第 500号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

平成29年8月24日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 上新城地区

(1) 区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱6号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱6号を結んだ線により囲まれた土地の区域並びに標柱7号から標柱16号までを順次結んだ線、標柱16号と標柱17号を市道麓・門前線に沿って結んだ線及び標柱7号と標柱17号を結んだ線により囲まれた土地の区域

(2) 標柱の表示

標柱番号	標柱の存する土地
1	宮崎市高岡町小山田字上新城1070
2	” ” ” ” 1069
3	” ” ” ” 1076-1
4	” ” ” ” 1075-1
5	” ” ” ” 1073-1地先法定外公共物（道路）
6	” ” ” ” 1072-2
7	” ” ” ” 1072-2
8	” ” ” ” 1073-1
9	” ” ” ” 1075-2
10	” ” ” ” 1082-1
11	” ” ” ” 1082-1
12	” ” ” ” 1086-3
13	” ” ” ” 1099
14	” ” ” ” 1099
15	” ” ” ” 1101-2地先法定外公共物（道路）
16	” ” ” ” 1106
17	” ” ” ” 1072-3地先市道敷

宮崎県告示第 501号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

平成29年8月24日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 大塚-2地区

(1) 区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱9号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱9号を結んだ線により囲まれた土地の区域

(2) 標柱の表示

標柱番号	標 柱 の 存 す る 土 地
1	宮崎市北川内町円光明6331-5
2	” ” ” 6323-1
3	” ” ” 6323-1
4	” ” ” 6323-1
5	” ” ” 6323-1
6	” ” ” 6323-7
7	” ” ” 6332-3
8	” ” ” 6332-3
9	” ” ” 6331-5

宮崎県告示第 502号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成29年8月24日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地 区 名	土砂災害警戒区域の溪流番号又は箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
高千穂町	大 郎 - 1	II-1-7964	急傾斜地の崩壊
	松ノ廻平-3	II-1-8017	急傾斜地の崩壊
	中の谷-3	II-1-8175	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県土整備部砂防課及び西臼杵支庁に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 503号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

平成29年8月24日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地 区 名	土砂災害特別警戒区域の溪流番号又は箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
高千穂町	大 郎 - 1	II-1-7964	急傾斜地の崩壊
	松ノ廻平-3	II-1-8017	急傾斜地の崩壊

	中の谷-3	II-1-8175	急傾斜地の崩壊
--	-------	-----------	---------

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県土整備部砂防課及び西臼杵支庁に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった。

平成29年8月24日

宮崎県知事 河野俊嗣

申請年月日	名 称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成29年8月7日	特定非営利活動法人たわわハートねっと	青木 智美	宮崎県児湯郡都農町	この法人は、ふれあい活動の実施や地域活性化に関する事業、福祉の増進や社会教育の推進を図る事業、農山漁村などの振興を図る事業、子どもの健全育成を図る事業など、公益に寄与するくらし全般にわたって、一人ひとりの思いや立場は違っても、「人とひとがふれあうことは、心をつなぎ、助け合い、思い合い、元気を与え合う事ができる」と感じられる場を提供することで、今の時代にあった「助け合い、支えあう地域を創る」ための事業を行い、「誰もが住みよい町を自分たちでつくる」ことを目的とする。

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規

定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった。

平成29年8月24日

宮崎県知事 河野俊嗣

申請年月日	名 称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成29年8月8日	特定非営利活動法人彩り	田尻 哲朗	宮崎県西臼杵郡高千穂町大字三田井1171番地7	この法人は、地域において就労が困難な人々（主に障がい者）に対し、自立支援や福祉の支援を通して職業

訓練や就労機会を提供し、社会参加を促進することで、安心して過ごせる地域福祉の発展に寄与することを目的とする。

行政不服審査法施行条例（平成27年宮崎県条例第47号）第15条の規定により、平成28年度における不服申立ての処理状況を次のとおり公表する。

平成29年8月24日

宮崎県知事 河野俊嗣

不服申立てに係る処分又は不作為（根拠法令）	不服申立ての種類	処分庁	審査庁	不服申立て年月日	宮崎県行政不服審査会			不服申立てに対する裁決等	
					諮問年月日	答申年月日	答申の内容	裁決等年月日	裁決等の内容
生活保護費返還決定処分（生活保護法）	審査請求	宮崎市福祉事務所長	宮崎県知事	平成28年4月12日	-	-	-	平成28年9月23日	認容
生活保護における指導指示（生活保護法）	審査請求	宮崎県北部福祉こどもセンター所長	宮崎県知事	平成28年4月20日	-	-	-	平成28年6月7日	却下
療育手帳再判定非該当決定処分（宮崎県療育手帳制度実施要綱）	審査請求	宮崎県知事	宮崎県知事	平成28年5月30日	平成28年10月17日	平成28年11月25日	棄却裁決は妥当である。	平成28年12月13日	棄却
預金債権差押処分（地方税法）	審査請求	宮崎県宮崎県税・総務事務所長	宮崎県知事	平成28年6月17日	-	-	-	平成28年9月2日	却下
介護保険第2号被保険者相当要介護・要支援認定処分（生活保護法による介護扶助の運営要領について）	審査請求	宮崎市福祉事務所長	宮崎県知事	平成28年6月23日	平成29年2月14日	-	-	-	-
農地の所有権移転不許可処分（農地法）	審査請求	日向市農業委員会	宮崎県知事	平成28年6月27日	-	-	-	平成28年12月28日	認容
身体障害者手帳再交付処分（身体障害者福祉法施行令）	審査請求	宮崎県知事	宮崎県知事	平成28年7月11日	-	-	-	-	-
医療費支払請求に対する拒否行為	審査請求	宮崎県病院事業管理者	宮崎県知事	平成28年7月19日	-	-	-	平成28年8月5日	却下

生活保護変更決定処分（生活保護法）	審査請求	宮崎市福祉事務所長	宮崎県知事	平成28年7月26日	-	-	-	平成28年11月18日	認容
生活保護変更決定処分（生活保護法）	審査請求	宮崎市福祉事務所長	宮崎県知事	平成28年7月26日	-	-	-	平成28年11月18日	却下
介護保険第2号被保険者相当要介護・要支援認定処分（生活保護法による介護扶助の運営要領について）	審査請求	宮崎市福祉事務所長	宮崎県知事	平成28年8月10日	-	-	-	平成29年2月2日	認容
生活保護変更決定処分（生活保護法）	審査請求	宮崎県児湯福祉事務所長	宮崎県知事	平成28年8月10日	-	-	-	-	-
身体障害者手帳再交付処分（身体障害者福祉法施行令）	審査請求	宮崎県知事	宮崎県知事	平成28年8月29日	-	-	-	-	-
身体障害者手帳再交付処分（身体障害者福祉法施行令）	審査請求	宮崎県知事	宮崎県知事	平成28年9月23日	-	-	-	-	-
身体障害者手帳交付申請却下処分（身体障害者福祉法）	審査請求	宮崎県知事	宮崎県知事	平成28年9月28日	-	-	-	-	-
身体障害者手帳再交付処分（身体障害者福祉法施行令）	審査請求	宮崎県知事	宮崎県知事	平成28年10月6日	-	-	-	-	-
特別児童扶養手当認定請求却下処分（特別児童扶養手当等の支給に関する法律）	審査請求	宮崎県知事	宮崎県知事	平成28年10月7日	-	-	-	-	-
運転免許取消処分（道路交通法）	審査請求	宮崎県公安委員会	宮崎県公安委員会	平成28年10月20日	-	-	-	平成29年1月26日	棄却
不動産取得税賦課処分に係る延滞金の加算（地方税法）	審査請求	宮崎県宮崎県税・総務事務所長	宮崎県知事	平成28年10月27日	-	-	-	平成29年3月29日	却下
精神障害者保健福祉手帳交付処分（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律）	審査請求	宮崎県知事	宮崎県知事	平成28年11月4日	-	-	-	平成29年2月24日	棄却
特別児童扶養手当有期再認定請求却下処分（特別児童扶養手当等の支給に関する法律）	審査請求	宮崎県知事	宮崎県知事	平成28年11月24日	-	-	-	-	-
障害支援区分認定処分（障害者の				平成28					

日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律)	審査請求	串間市長	宮崎県知事	年12月20日	-	-	-	-	-
特別児童扶養手当有期再認定請求却下処分 (特別児童扶養手当等の支給に関する法律)	審査請求	宮崎県知事	宮崎県知事	平成28年12月20日	-	-	-	-	-
生活保護費返還決定処分 (生活保護法)	審査請求	日向市福祉事務所長	宮崎県知事	平成29年1月11日	-	-	-	-	-
生活保護停止処分 (生活保護法)	審査請求	宮崎市福祉事務所長	宮崎県知事	平成29年1月25日	-	-	-	-	-
生活保護費返還決定処分 (生活保護法)	審査請求	日向市福祉事務所長	宮崎県知事	平成29年2月8日	-	-	-	-	-
生活保護変更決定処分 (生活保護法)	審査請求	宮崎市福祉事務所長	宮崎県知事	平成29年2月16日	-	-	-	平成29年3月29日	却下
生活保護変更決定処分 (生活保護法)	審査請求	宮崎市福祉事務所長	宮崎県知事	平成29年2月16日	-	-	-	平成29年3月29日	却下
生活保護変更決定処分 (生活保護法)	審査請求	宮崎市福祉事務所長	宮崎県知事	平成29年2月16日	-	-	-	平成29年3月29日	却下
生活保護変更申請却下処分 (生活保護法)	審査請求	宮崎県児湯福祉事務所長	宮崎県知事	平成29年3月7日	-	-	-	-	-
生活保護に係る行政庁の職員による発言	審査請求	宮崎市福祉事務所長	宮崎県知事	平成29年3月23日	-	-	-	-	-
特別児童扶養手当有期再認定請求却下処分 (特別児童扶養手当等の支給に関する法律)	審査請求	宮崎県知事	宮崎県知事	平成29年3月30日	-	-	-	-	-

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 (平成14年法律第88号) 第18条の7第1項の規定により、次のとおり鳥獣捕獲等事業の変更の認定をした。

平成29年8月24日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 事業者の名称
株式会社マツダコーポレーション
- 2 事業者の住所
延岡市松原町4丁目8931番地2
- 3 事業者の代表者の氏名

松田 秀人

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成29年8月24日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

<p>(仮称) ドラッグコスモス日向市都町店 日向市都町11番 外11筆</p> <p>2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野正晃 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号第一福岡ビルS館4階</p> <p>3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野正晃 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号第一福岡ビルS館4階</p> <p>4 大規模小売店舗の新設をする日 平成30年4月3日</p> <p>5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 1,506.38㎡</p> <p>6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項</p> <p>(1) 駐車場の位置及び収容台数 店舗建物南側 44台</p> <p>(2) 駐輪場の位置及び収容台数 隔地北側 10台</p> <p>(3) 荷さばき施設の位置及び面積 店舗建物南西側 27.0㎡</p> <p>(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 店舗内南西側 9.0㎡</p> <p>7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項</p> <p>(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後10時</p> <p>(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前8時30分から午後10時30分まで</p> <p>(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 2箇所 敷地南側及び東側</p> <p>(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 24時間</p> <p>8 届出年月日 平成29年8月4日</p> <p>9 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間</p> <p>(1) 場所 宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター</p> <p>(2) 期間 平成29年8月24日から平成29年12月25日まで</p> <p>10 意見書の提出先及び期間</p> <p>(1) 提出先 宮崎県商工観光労働部商工政策課</p> <p>(2) 期間 平成29年8月24日から平成29年12月25日まで</p> <p>11 意見書の記載事項 意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売</p>	<p>店舗の名称を日本語により記載すること。</p> <p>大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。</p> <p>なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。</p> <p>平成29年8月24日 宮崎県知事 河野俊嗣</p> <p>1 大規模小売店舗の名称及び所在地 スーパーセンタートライアル新富店 児湯郡新富町大字上富田字井ノ木田3234番1 外16筆</p> <p>2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 ダイワロイヤル株式会社 代表取締役社長 原田健 東京都千代田区飯田橋二丁目18番2号</p> <p>3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 榎木野仁司 福岡県福岡市東区多の津一丁目12番2号</p> <p>4 大規模小売店舗の新設をする日 平成30年4月11日</p> <p>5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 3,755㎡</p> <p>6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項</p> <p>(1) 駐車場の位置及び収容台数 建物南西側 188台</p> <p>(2) 駐輪場の位置及び収容台数 建物西側 48台</p> <p>(3) 荷さばき施設の位置及び面積</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>建物北側(荷さばき施設①)</td> <td>130㎡</td> </tr> <tr> <td>建物北西側(荷さばき施設②)</td> <td>68㎡</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>198㎡</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>建物内北側(廃棄物等保管施設①)</td> <td>12.02㎡</td> </tr> <tr> <td>建物内西側(廃棄物等保管施設②)</td> <td>9.40㎡</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>21.42㎡</td> </tr> </tbody> </table> <p>7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項</p> <p>(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 24時間</p> <p>(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 24時間</p> <p>(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 2箇所 敷地西側及び南西側</p> <p>(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 24時間</p> <p>8 届出年月日 平成29年8月10日</p> <p>9 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間</p> <p>(1) 場所 宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城</p>	建物北側(荷さばき施設①)	130㎡	建物北西側(荷さばき施設②)	68㎡	合計	198㎡	建物内北側(廃棄物等保管施設①)	12.02㎡	建物内西側(廃棄物等保管施設②)	9.40㎡	合計	21.42㎡
建物北側(荷さばき施設①)	130㎡												
建物北西側(荷さばき施設②)	68㎡												
合計	198㎡												
建物内北側(廃棄物等保管施設①)	12.02㎡												
建物内西側(廃棄物等保管施設②)	9.40㎡												
合計	21.42㎡												

県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

平成29年8月24日から平成29年12月25日まで

10 意見書の提出先及び期間

(1) 提出先

宮崎県商工観光労働部商工政策課

(2) 期間

平成29年8月24日から平成29年12月25日まで

11 意見書の記載事項

意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。